

邑楽町告示第175号

令和2年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月1日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和2年9月8日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和2年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和2年9月8日（火曜日） 午前10時開会
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 同意第 1 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 1 6 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度邑楽町一般会計補正予算)
- 第 7 議案第 3 6 号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第 8 議案第 3 7 号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 第 9 議案第 3 8 号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 3 9 号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 4 0 号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 4 1 号 財産の取得について
(小中学校校内情報通信ネットワーク備品)
- 第 1 3 議案第 4 2 号 財産の取得について
(小中学校学習者用情報端末備品)
- 第 1 4 議案第 4 3 号 財産の取得について
(小中学校電子黒板及び教員用情報端末備品)
- 第 1 5 議案第 4 4 号 町道路線の認定について
- 第 1 6 議案第 4 5 号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算
- 第 1 7 議案第 4 6 号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 1 8 議案第 4 7 号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 1 9 議案第 4 8 号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第 2 0 議案第 4 9 号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第 2 1 認定第 1 号 令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 2 認定第 2 号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認定第 3 号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 4 認定第 4 号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 5 認定第 5 号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第26 認定第 6号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長
高澤透	監査委員

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和2年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

◎諸般の報告

○神谷長平議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

本日までに受理された請願・陳情は、配付の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

次に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において島田時男議員、佐藤富代議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から18日までの11日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告に

ついて

○神谷長平議長 日程第3、報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により8月7日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおり報告申し上げます。

○神谷長平議長 報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 同意第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

○神谷長平議長 日程第4、同意第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります邑楽町大字藤川在住の中村郷志氏が令和2年9月30日をもって任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第5、同意第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に定める、保護者である委員として、邑楽町大字赤堀在住の橋本明香氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度邑楽町一般会計補正予算）

○神谷長平議長 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度邑楽町一般会計補正予算）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として中小企業等応援給付金事業を実施するための経費が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、7月21日付で専決処分を行った次第であります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,250万円を追加し、予算の総額を116億9,831万5,000円とするものであります。

歳入については、国庫支出金6,250万円の増額であり、歳出については、商工費6,250万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 町長に伺います。

今回のコロナ問題、非常に今までに経験したことのない事態になった中で、国のほうが第1次、第2次という形で2回にわたって交付金を出すという中で、邑楽町としても、今町長の話にありましたように、かつてない116億9,800万円、非常に大きな額が計上されております。この中の専決処分以外にも、専決処分と同時にほかの事業もやられているわけですが、今後このコロナ問題というのは、まだ終息という状況ではない。これから第2波、第3波が考えられるかも分からない。こういうときに、今後の、もしそういう状況になった場合の町長の考え方、見解を一応伺っておきたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 この新型コロナウイルスの問題については、今議員のほうからご意見がありましたように、私も早々に終息するというものではないのではないかと、このように認識をしております、そのためにいろいろな経済的な事情あるいは生活環境の問題が大きく変わるというような状況が現にあるわけでもありますが、今後そのような状態になったときにどうするかというご質問でありま

すが、私はそのときの事情等を十分把握した中で適切に対応していかなければならないと、このように考えているところでもありますので、その折には議員の皆さん方のご協力をいただきたくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○神谷長平議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度呂楽町一般会計補正予算）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第36号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について

○神谷長平議長 日程第7、議案第36号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

太田市外三町広域清掃組合で建設中のごみ焼却施設が令和3年4月から稼動し、ごみの共同処理を開始することから、当組合でのごみの焼却処理や受入れを終了することに伴い、組合同規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第37号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議
について

○神谷長平議長 日程第8、議案第37号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

新たなごみ焼却施設が令和3年4月から稼動することに伴い、共同処理する事務及び経費支弁の方法について、組規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第38号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第9、議案第38号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日及び4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、町民税関係では、ひとり親控除の創設、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例の適用について新たに規定するものであり、固定資産税関係では、新型コロナウイルス感染症対策に係る課税標準の特例措置の創設であります。

また、町たばこ税関係においては、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し等を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第10、議案第39号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、土地基本法に規定する低未利用地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができる特例措置が新設されたことから、国民健康保険税の所得割の算定において、この特例を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第40号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第11、議案第40号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法の改正に伴い、住民票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を定めるため、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第41号 財産の取得について（小中学校校内情報通信ネットワーク備品）

）

日程第14 議案第43号 財産の取得について（小中学校電子黒板及び教員用情報端末備品）

○神谷長平議長 日程第12、議案第41号 財産の取得について（小中学校校内情報通信ネットワーク

備品) から日程第14、議案第43号 財産の取得について(小中学校電子黒板及び教員用情報端末備品) までの3案について関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました議案第41号、議案第42号、議案第43号の財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立小中学校における情報機器整備に向け、必要となる備品を取得いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 最初に、議案第41号 財産の取得について(小中学校校内情報通信ネットワーク備品) の補足説明を申し上げます。

取得する財産は、次のとおりでございます。名称・種類・数量につきましては、校内情報通信ネットワーク、充電保管庫一式でございます。取得の目的は、邑楽町立小中学校の備品でございます。取得の価格は4,466万円で、契約の方法は、条件付一般競争入札でございます。契約の相手方は、群馬県高崎市飯塚町1174番地の5、藤田ソリューションパートナーズ株式会社、代表取締役、藤田実でございます。物品の概要につきましては、町内の小中学校の校内に情報通信ネットワークを整備するための配線、無線アクセスポイント機器、学習者用端末を充電しながら保管する充電保管庫でございます。納入期限につきましては、令和3年2月26日までとなっております。

続きまして、議案第42号 財産の取得について(小中学校学習者用情報端末備品) の補足説明を申し上げます。

取得する財産は、次のとおりでございます。名称・種類・数量につきましては、学習者用情報端末一式でございます。取得の目的は、邑楽町立小中学校の備品でございます。取得の価格は8,543万7,000円で、契約方法は、条件付一般競争入札でございます。契約の相手方は、群馬県高崎市高松町3番地、東日本電信電話株式会社群馬支店、支店長、徳永健太郎でございます。物品の概要につきましては、液晶画面が360度回転する形のノートパソコンでございます。納入期限につきましては、令和3年3月31日までとなっております。

最後になりますが、議案第43号 財産の取得について(小中学校電子黒板及び教員用情報端末備品) の補足説明を申し上げます。

取得する財産は、次のとおりでございます。名称・種類・数量につきましては、電子黒板及び教

員用情報端末一式でございます。取得の目的は、邑楽町立小中学校の備品でございます。取得の価格は3,410万円で、契約の方法は、条件付一般競争入札でございます。契約の相手方は、群馬県館林市本町3丁目2番11号、有限会社三田三昭堂、代表取締役、三田英彦でございます。物品の概要につきましては、電子黒板及び書画カメラ、キーボード脱着型のノートパソコンでございます。納入期限につきましては、令和2年12月24日までとなっております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○神谷長平議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより議案第41号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 財産の取得について（小中学校校内情報通信ネットワーク備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 財産の取得について（小中学校学習者用情報端末備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 財産の取得について（小中学校電子黒板及び教員用情報端末備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第44号 町道路線の認定について

○神谷長平議長 日程第15、議案第44号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

民間開発により整備された道路の町への帰属に伴い、町道路線の認定をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 ただいま町長より提案されました議案第44号 町道路線の認定につきまして補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書のとおり、2路線を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定に基づき、ご提案いたします。

また、それぞれの認定調書の整理番号と路線図の番号は、符合しております。路線認定が延べ延長85.3メートルの増となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第45号 令和2年度呂楽町一般会計補正予算

○神谷長平議長 日程第16、議案第45号 令和2年度呂楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 令和2年度呂楽町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,905万6,000円を追加し、予算の総額を121億5,737万1,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、地方特例交付金1,073万9,000円、地方交付税8,787万1,000円、国庫支出金1億5,492万8,000円、県支出金757万8,000円、寄附金219万9,000円、繰入金105万3,000円、繰越金2億9,235万7,000円、諸収入149万9,000円及び町債970万円等の増額と、町税1億896万3,000円の減額であります。

歳出については、総務費2億9,654万円、民生費4,307万8,000円、衛生費457万9,000円、農林水産業費562万8,000円、消防費520万6,000円及び教育費1億3,683万9,000円の増額と議会費116万8,000円、商工費325万2,000円及び土木費2,839万4,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 予算書55ページになりますが、所管ですので、あらかじめ町長をはじめ三役の方のご答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

55ページの町民体育館管理運営事業の中の空調設備設置工事（新型コロナ対策費）ということ、それからその下の武道館管理運営事業の空調設備設置工事（新型コロナ対策費）ということで、合計しますと約3,900万円ほど予算が計上されております。この件につきましては、全員協議会である程度確認をさせていただいておりますが、その全員協議会の中で、8月27日でしたけれども、私のほうから確認させていただいたのは、総務教育常任委員会の中では課長のほうから、コロナ対策

ということよりも、災害時の避難所としての指定がされているということで、どうしても避難をされる際に、エアコンがあったほうがいだろうということでの設置ということだったものですから、災害対策となりますと、所管となるのが安全安心課ということなので、安全安心課のほうから、この事業についての提案があったのかどうかと、私全員協議会で確認をさせていただきました。総務課長がお答えになったのですが、そういったことではなかったと。上がってきたものではないということ。となりますと、この事業自体を考案された方はどなたなのか。まずそれが1点。

それから、当然武道館、体育館となりますと、そこを使用するスポーツ団体の方や、また体育協会の方々、スポーツに関係する方々の意見、どんな意見を反映されてこういった予算組みになったのか、その点について、まず2点についてお伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、最初のお尋ね、誰が考案したのかということでございますけれども、もともと実は町民体育館、武道館につきましては、昨今の非常に高温化、夏季の期間の高温化というようなことで、私が生涯学習課長当時から、先ほどお話があったような体育協会あるいは様々な利用者の方々から、何とかならないかというようなご相談をいただいていたところでございます。そういったことも受けて、生涯学習課長在職中から予算要求はしていたところではございますけれども、そういった中で、財源の問題等でこれまで実現がしてこれなかったというような経過がございます。

今回は、コロナウイルス対策ということで、国からの交付金が予定をされている。そういった中で、コロナ対策として空調設備あるいは換気設備も対象になるというような状況の中で、さらに今後避難所として利用が考えられるという中で、その両方を加味した形で実現していくのが、これを取り入れていくのが効果的ではないかというようなことで、担当課からの、具体的には生涯学習課からの要望を踏まえ、三役のほうで取り組んでいこうということで決定をしたということでございます。

また、スポーツ関係団体の意見の反映ということでは、先ほども申し上げましたように、そもそもそういう要望が、これまでスポーツ関係団体のほうから上がってきていたということを反映してということでございますので、そういった意向にも沿うものであるというふうに考えております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今のご答弁ですと、結局考案されたのは、副町長が生涯学習課長時代から、そういったスポーツ団体からの要望を受けていたと。そういったことが背景にあって、考案されたのが副町長なのかなというふうに私は捉えたのですけれども、いずれにいたしましても総務教育常任委員会での説明が災害対策ということと関連づいているということは、やはりその所管である安全安心課との協議、こういったものも事前に当然行うべきであろうというふうに思います。その点がされていたか、されていないかは分かりませんが、いずれにいたしましてもコロナ対

策費の中ということで上程する以上、そこに具体的にやはり大義名分をもって関連づけた内容であるということが望ましいのではないかというふうに思います。

それから、その総務教育常任委員会の中でも確認したところ、固定式で備えつけをするということの説明を受けておりますが、そこでも私、全員協議会のところでもお話をしましたが、災害時の避難所、また通常のスポーツのときにも、そのエアコンを利用するということですから、当然その用途に合った使い方をするために、また経費の部分、それから設置工事費の部分、いろいろなことを考慮いたしまして、やはり可動式のほうが、俗に言う移動式ですね。移動できるような空調設備のほうが実用的ではないかというお話もさせていただきました。加えて、町民体育館と、それから武道館におきましては、総合体育施設だったと思いますが、そういったものを後々建設していく予定があるということで、その基金の創設も既にされているということです。全く予定がないということではなくて、ある程度これからランドデザインを描いていくような形の段階まで来ているということです。固定式にしてしまいますと、やはりそこを取り壊す際には、同時にそれも壊されてしまう。これはやはり経費的にも無駄になろうと。必ず移動式であれば、またその転用というか、継続的にそれを使っていくことも可能ですし、例えば避難所であれば、中を間仕切りした中で、必要なところに必要な分だけ設置することができる。そういったメリットもあろうかということでお話をさせていただきました。当然、執行側におきましては、可動式がいいのか、移動式がいいのか、その辺の考え方として、当然比較はされていると思います。

私がここで確認させていただきたいのは、固定式の場合と、それから移動式の場合と、どんなメリットがあるのか。簡単に申し上げれば、私が提案している移動式よりも固定式のほうがメリットがあるという判断で恐らく固定式にされたと思いますので、そのメリット的な部分をお伺いしたいと思います。

○神谷長平議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 固定式のメリットということでいいますと、これは体育館あるいは武道館としての日常使いの際の使い勝手ということが圧倒的にあるかなというふうに考えております。具体的に申し上げますと、移動式の場合は、基本的に床置きということになります。例えば体育館のアリーナの部分に、あるいは武道館の柔道場や剣道場にそういった固形物といいますか、出っ張りの部分が置いてあるという状況の中でスポーツを行うということになりますと、競技者自身の危険性、それからボール等がぶつかることによる機器の破損の可能性という部分で心配があるというようなことで、固定式のほうが優位性があるだろうというふうに判断をしております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 当然そういったデメリット、逆に言えば移動式のデメリット的な部分も見えてくるかとは思いますが、ただ事業費全体に関しては、かなり工事費がないということですから、ないですね。配線工事等はありません。相当経費的には安く見積もれるのではないかと。また、後

々に転用する際にも、当然それが可能になる。固定式だとできないということ。それから、恐らく体育館は、観客席がある部分に、両方、2つしか観客席はありませんから、多分あそこら辺に設置するしかないのですね。設置する場所は。あそこに設置するとなりますと、今度は観客席のすぐ真上になるわけです。非常に観客の方がいらっしゃった場合、非常に距離が近いということで、相当大きな容量の、金額からして空調設備になろうと思いますので、その観客席の皆さんに対しての影響、そういったものを考えなくてはならないということ。副町長がおっしゃった、スポーツをする際に邪魔になる。また、危険性が及ぶということであれば、及ばないような設置方法だって十分考えることは可能だと思います。

現に日本中で私も調べさせていただきましたが、そういった移動式、また可動式の空調を体育館や、それから武道館などに設置している自治体は、近年においては非常に増えてきている。この背景にあるのは、やはり避難所としての機能を同時に兼ね備えている。通常のスポーツ時というよりも、今回はまさに避難所としての役割を果たしていくために必要だということですからなおさらなのですけれども、災害時に、また有事のときに効率よくやはり冷やしたいところだけを冷やす。また、暖めたいところだけを暖める。基本的には学校の教室が、今全てエアコンがついておりますので、そちらのほうが受入れ先にはなると思いますが、それでも足りないとなれば、当然体育館だとか武道館だとか、そういうところも必要になるのでしょう。ただ、あの広いところを間仕切りせずに、全くそのまま使うということは、恐らくあり得ないですね。プライバシーの問題もありますから。そうなりますと、当然可動式のエアコンのほうが実用的だというふうに私は、私の場合はですけれども、思っています。

その点について、総合的にやはり判断した中で、この予算については、町長の一存なのでしょうけれども、そこで幾らでも事業内容については変更はできると思うのですけれども、その辺については町長は具体的にどのように考えていらっしゃるのでしょうか。やはり長期的に見た場合、それが血税を使うものですから、やはり有効的に活用できるような決断をしていただく必要があると思いますけれども、ただ単に検討させていただくということではなくて、具体的にその辺は答弁をいただければ幸いです。固定式でいくのか、それとも可動式に変更していく余地があるのか、どちらかの答弁をいただきたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 体育館、武道館ということでありますので、本来はスポーツ、運動ということについての重要性を認識した中でということの考え方、私はそれはそれで正しいというふうに思っております。しかし、今このような状況でもありますので、災害が発生した場合に避難所としての場所にもなっているわけです。でありますので、これはどちらがいいか悪いかということではなくして、やはり固定式は固定式、移動式は移動式のそれぞれのメリットは私はあるのだらうと思います。近年では、移動式の部分についても、今ご質問の中に大変公共施設で利用されているところもあると

いうふうなお話もありましたが、簡便で有効に活用できるような移動式のエアコン等もできているようです。固定式で考えているというのは、やはり日常の中で利用頻度の高いスポーツ、運動ということに重点を置いた中での設置ということで考えているわけでもありますので、固定式をした場合に、その不便さといいますか、利用が、大変使い勝手が悪いというようなことも考えていかなければなりませんので、要は固定式にしる移動式にしる、最良な機器設置ということが私は必要だというふうに思っていますので、今の計画では固定式で考えておりますけれども、まだ十分研究する余地はあるわけでもありますので、移動式が固定式以上に有効に稼働できるということであれば、やはり今議員がおっしゃったように、利用の頻度、それから利用の効果ということを十分踏まえて考えていきたいというふうに思っておりますが、今担当のほうでは、スポーツ等を重点的に考えた上での平時の固定式の設置ということで考えておりますので、これはご意見は十分参考にさせていただいて、今後設置するという場合には、そういった問題がないように、せっかく設置していろいろ問題があっては、これは困りますので、そういうことが少しでもない、問題がないような形での設置を考えていきたいと、このように思います。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今の答弁ですと、どちらか分からないというのが結果かなと思いますので、どちらにしようか迷っているのであれば、ぜひ両方設置していただきたいというふうに私のほうからは要望させていただいて、質疑を終わります。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありますか。

塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 予算書の21ページ、長寿命化事業債のところですが、今回シンボルタワーの予算が千客万来支援金というほうで賄えたということですが、そこのところに対してエレベーターの修理もまた入っているのかと思いますが、実は今回これをお聞きしますのは、さきの議会のときに、シンボルタワーの壁面の雨漏りの工事をする。それに抱き合わせて新しいボルダリング、できないだろうかと、その話を私質問したかと思うのですけれども、それはどうなっているか、そのところを確認させてください。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 エレベーターを中心にということで考えているわけですが、ボルダリングを考えていくということになりますと、現在のところの設計者の見積もりが大変な金額になっております。公共施設利用ということになりますと、やはり費用対効果ということも十分考えていかなければならないというふうに私は思っておりますので、この問題については、現在のところは大変金額が莫大な金額になるというふうな試算も出ておりますので、現在のところは、その計画はちょっと厳しい状況ではないかというふうに思っております、大変貴重なご意見をいただいておりますので、いわゆる費用対効果が十分発揮できるような施設整備ということであれば、私は即実施したいとい

う思いはありますが、現在のところはそういった状況でもありますので、大変恐縮なのですが、考えられないというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 このボルダリングは、皆さんの夢を、このシンボルタワーにもう一度託そうではないかというような趣旨でございます。だから、費用対効果、いつもいつも小さなお金を出すときにでも、もちろんその費用に対してどれだけの効果があるかということを検証するのは当然ですけれども、あまりにもバック、バック、バックと後ろを振り返り過ぎてしまって、縮こまり過ぎてしまうのではないだろうか。邑楽町の運動を飛躍的に少し、そういう外の人たちを集める対策として、このボルダリングがすごく世界的に人気がありますので、ぜひそのところを、費用対効果ということを一面に置くのではなく、さて、どんな事業ができるかという、積極的に、前向きに検討していただきたいと、そういうふうにするのですが、もう一度お願いします。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 ご意見の趣旨は十分理解をいたします。このボルダリング競技も大変多くの方が利用して、脚光を浴びているという部分もありますけれども、現在のところは設計業者のほうに見積もっていただいた数字ということもありまして、果たしてそのことが、あのシンボルタワーに仮設した場合に、どうしたものかという部分がありますので、前向きに検討するというお話も、これは十分理解いたしますので、今後予算、それから構造上の問題等についてということもトータル的に考えた中で、十分研究をしていきたいと、このように思います。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 荒唐無稽な話なのかもしれないです。そのシンボルタワーにボルダリングという話自体が。しかし、人をすごく魅力的に集めている市町村を見ますと、例えばみなかみ町ではバンジージャンプですか、みなかみ町だったと思うのですけれども、バンジージャンプをやって、そういう若者たちを集めていたり、それから川下りですね。結構危険なことを伴うものをやりながら、若者たちの意欲や、そういう冒険心のようなものをすごく大事にして働きかけているということがございます。それなので、私としては荒唐無稽な話または費用対効果として見込めない、そのシンボルタワーがボルダリングに合っていないというふうになって、そうやって決定したとしますと、もう10年、20年、壁面を交換することはないので、20年間何もない、またシンボルタワー。でも、最近は、シンボルタワーがすごく皆さんの目に焼きついて、シンボルタワーは本当にシンボルというふうになってきたのは、一つのいい効果だと思うのですけれども、そこに私がお願いする、もう一つプラスアルファをしていただきたいなというふうにするわけですが、

今出ている値段というのが、風のうわさに聞きますと、1億幾らとかかりますけれども、人を集めるためには1億幾らぐらいはしょうがない。そういう新規事業として何億円かかったとしても仕方なくはないのですけれども、そういう思い切りみたいなものが必要なときもあると思うのです。ま

た、これに賛同する方たちのクラウドファンディングとか、そんなのも探ってみるというのも方法の一つかと思います。とりとめがなくなりましたけれども、これで終わりにします。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「別件です」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 41ページ、トイレ便座の改修工事、学校環境の改善事業で800万円計上してくださいました。この便座の仕様を教えてくださいませんか。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 トイレの便座改修工事ですけれども、現在暖房便座の設置されていない洋式便座で、トイレ自体が乾式トイレのものについて、暖房便座にするための工事費でございます。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 そうすると、これは洗浄のウォッシュレットのようなものは考えていないわけですね。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 今回のトイレ改修工事には入っておりません。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 どの学校に何台かということと、その値段をちょっと発表していただけますか。

○神谷長平議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 乾式トイレ、現在洋式便座で暖房なしのもの数は、今手元に資料がございます。中野小学校が全部で34基、高島小学校が18基、長柄小学校が19基、中野東小学校は現在改修中でございます。邑楽中学校が35基、邑楽南中学校は今後の計画ですので、これには入っておりません。以上、小学校が合計で71基、中学校が35基、合わせて106基という状況でございます。

以上です。

○神谷長平議長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第46号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第17、議案第46号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第46号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,958万円を追加し、予算の総額を32億6,909万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、県支出金、繰越金及び諸収入の増額であり、歳出については総務費、保険給付費、保健事業費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第47号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第18、議案第47号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万1,000円を追加し、予算の総額を3億1,889万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入及び繰越金の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第48号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第19、議案第48号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第48号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,938万3,000円を追加し、予算の総額を21億2,854万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金の増額であり、歳出については諸支出金及び予備費の増額等であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第49号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第20、議案第49号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第49号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、予算の総額を2億8,524万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金及び町債の増額と繰入金の減額であります。歳出については、下水道費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時16分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時35分 再開〕

◎日程第21 認定第1号 令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第26 認定第6号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

○神谷長平議長 日程第21、認定第1号 令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第26、認定第6号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度各会計決算につきましては、地方自治法の規定により、去る8月4日、5日の2日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 次に、監査委員から報告願います。

高澤監査委員。

〔高澤 透監査委員登壇〕

○高澤 透監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月4日と5日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め審査を行ったところでございます。その結果につきましては、お手元の印刷配付のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思っております。

令和元年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和元年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 令和2年8月4日・5日
2. 審査対象
 - (1) 令和元年度邑楽町一般会計
 - (2) 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計
 - (3) 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
 - (4) 令和元年度邑楽町介護保険特別会計
 - (5) 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計
 - (6) 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計
3. 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、町長から提出された令和元年度各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類(歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書)が、関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数は正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを着眼点としました。

審査では、関係職員から行政実績報告書などにより事業概要や主要な事業の実施状況について説明を聴取するとともに、既に実施した例月出納検査及び定例監査の結果を参考にして実施しました。

4. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	9,041,874,292円
歳出総額	8,611,321,381円
歳入歳出差引額	430,552,911円

令和元年度の一般会計決算額は、上のおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、1,501万円の増加となりました。繰入金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等が減少した一方、町税、繰越金、地方特例交付金等が増加したことによります。増加の主な内容は、町税が法人税額の増加等により2億3,363万円増加したこと、繰越金は7,859万円増加したこと、地方特例交付金は幼児教育・保育の無償化の補填分として、令和元年度のみ子ども・子育て支援臨時交付金が6,366万円交付されたこと等です。

町税収入は40億4,208万円であり、歳入総額に占める構成比は、前年度より2.5%増加の44.7%となりました。なお、町税の不納欠損については、前年度より418万円減少の904万円の処理が行われ、収入未済額は前年度より2,260万円少ない2億4,515万円余りとなっています。収納率については、現年課税分で見ると平成29年度98.7%、平成30年度98.7%、令和元年度98.8%と推移しており収納の努力は認められるが、もう一段の成果の向上を図ることが必要と考えます。

歳出においては、予算額91億9,694万円に対し、決算額は86億1,132万円で、執行率は93.6%となっております。前年度の執行率は97.4%であり、3.8%の減少となっております。国の年度途中での制度改正などによる予算要求の難しさなどがありますが、今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めます。

歳出総額は、前年度と比較して1,150万円の減少となっています。減少の主な要因は、中央公民館建設事業の減少や太田市外三町広域清掃組合負担金の減少などで、教育費が4億692万円、衛生費が5,565万円減少したためです。

令和元年度の一般会計の概要については、上のおりであり、実質単年度収支は赤字となりました。町税、地方消費税交付金は増加したものの、総務費、民生費は増加しています。また、少子高齢化、人口減少等の要因により、今後も扶助費を中心に財政需要が増大していくと見込まれます。新型コロナウイルス感染症の対応も喫緊の課題であり、町行政への町民からの期待も大きくなって

います。引き続き、各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,333,246,146円
歳出総額	3,147,645,125円
歳入歳出差引額	185,601,021円

令和元年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、6,755人で前年度より273人（3.9%）減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は6億8,668万円で前年度より4,530万円（6.2%）減少となりました。さらに、国民健康保険税の収納率は、73.2%で前年度より0.1%増加させることができましたが、収入未済額は2億3,923万円余りと、いまだ多額に上っています。より一層の徴収強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

一般会計繰入金は2億1,790万円で前年度より616万円（2.9%）増加、繰越金は1億6,889万円で前年度より2,773万円（14.1%）減少となっております。

歳出のうち、保険給付費は21億2,181万円で1,513万円（0.7%）増加し、総額の67.4%を占めています。国民健康保険事業は、持続可能な運営を目指し、平成30年4月から都道府県広域化となりました。全ての保険者に、今まで以上に被保険者の疾病予防・健康増進対策を効率的に実施することが求められています。

また、第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画を基に、健康課題に効果的な事業を保健センターと連携して行い被保険者の疾病予防・健康増進に努めるとともに、医療費適正化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されるよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	315,694,053円
歳出総額	314,222,087円
歳入歳出差引額	1,471,966円

令和元年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち後期高齢者医療保険料は2億4,758万円で前年度より2,063万円（9.1%）増加しました。さらに後期高齢者医療保険料の徴収率は98.9%となっております。繰入金は6,524万円で前年度より159万円（2.4%）減少しました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,029万円で前年度より1,868万円（6.4%）増加、歳出全体の98.7%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっておりますが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	2,102,657,598円
歳出総額	2,072,325,233円
歳入歳出差引額	30,332,365円

令和元年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち介護保険料は5億5,452万円で前年度より320万円（0.6%）減少、歳入全体の26.4%を占めています。国庫支出金が3億8,010万円で前年度より1,845万円（5.1%）増加、支払基金交付金が5億2,101万円で前年度より1,592万円（3.2%）増加、一般会計繰入金が3億1,735万円で前年度より1,948万円（6.5%）の増加でした。

歳出においては、保険給付費が18億6,591万円で前年度より8,454万円（4.7%）の増加、歳出全体の90%を占めています。第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標である、町の地域資源を有効に活用しながら、在宅医療・介護連携等の取組や介護予防・生活支援サービスの基盤整備など、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築を目指し、各種事業を推進することを望みます。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	299,717,718円
歳出総額	282,548,371円
歳入歳出差引額	17,169,347円

令和元年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち他会計繰入金は1億4,890万円で前年度より147万円（1.0%）増加、使用料は7,700万円で前年度より159万円（2.1%）増加となりました。使用料の徴収率は、96.5%で前年度より0.8%増加となりました。また、負担金は、398万円で前年度より87万円（27.8%）増加となりました。負担金については、収入未済額538万円を含め、債務者との十分な話し合いが必要と考えます。徴収率向上に一層努力されるよう強く望みます。

歳出のうち下水道費は1億3,880万円で前年度より2,183万円（18.7%）増加、公債費は1億4,375万円で前年度とほぼ同額でした。

下水道整備には多額の事業費を要します。これからは整備済み管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

(6) 学校給食事業特別会計

歳入総額	221,521,129円
歳出総額	221,521,129円
歳入歳出差引額	0円

令和元年度の学校給食事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち学校給食事業収入は9,691万円で前年度から1,612万円（14.3％）減少、一般会計繰入金は1億2,215万円で前年度から512万円（4.4％）減少しました。

歳出のうち学校給食センター費は2億1,028万円で前年度から970万円（4.4％）減少しました。学校給食センター費のうち、1億988万円が給食の材料に充てられる賄い材料費で、歳出全体の49.6％を占めています。

今年度は、1日当たり2,319食を提供しました。また、地場産農産物も10品目2万9,417キログラムを使用しております。給食センターの目標である「安全で安心して食べられるおいしい給食の提供」が十分達成されることを期待しております。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

令和2年8月12日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾榮一

邑楽町監査委員 高澤透

以上で決算審査の報告を終わります。

○神谷長平議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております令和元年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

◎延会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 零時01分 延会〕